

ゴビンダ通信

No 23

発行：無実のゴビンダさんを支える会
事務局

Justice for Govinda

- Innocence Advocacy Group

October 15, 2005

6. Oct. 2005

Sasaeru Kai no Mina-san, Namaste!

Daibu Suzushiku narimashitaka, Mina-san ogenkidesuka? Raisu 12, nichī, undokai aruno de tanoshimi desu. Suzushi nattakara yoku nemureru koto dekite, genki desu. Fukawa-jiken no saishin saiban katta koto 21, nichī NHK Rajio de News kikimashita. News kite yorokondemashita-yo. Yatto kousei^(Murau Koto) dekimashitane. Sakurai-san, Sugiyama-san, jikan khakaru desu ke do shinjitsu wa saigo ni kanarazu soursu, suru toyou kotoba arimasu, omedetou gozaimasu. Muzitsu ningentachi^{no} 37. nenkan no taisetsu na jinsei ubattemashita, Nihon no keisatsu, saibankan hountani okashii desu. Takusan okane kakarimashita ke re do fuyou no attakai fuku (Mediyas-kutsushita) yatto kuru koto dekite ureshii, katta desu. Mina-san Doumo arigatou gozaimashita. Mata maitzuki sasaerukai kara 5000 yen sashiire-suru koto kimatte kudasatte doumo arigatou gozaimashita. Ureshii desu. Watashi no koto kaitearu color "Leaf Let" tottemo kirei desuta. Mina-san takusan na hitotachi ni kubatte agereba arigatai koto desu. Watashi wa nannimo warui koto Yatte inai desu. Mina-san tasukette kudasai. Dewa Mata.
"Muzitsu" Govinda Prasad Mainali. Yokohama Prison. 

11 月学習会のお知らせ

(* 詳細は、別紙チラシを参照してください)

『ゴビンダさん冤罪事件の現場をたどる

～ 放置されたコンドームの謎 巣鴨にあった定期入れの謎に迫る! 』

日時	11月23日(祭日) 13:30 ~ 17:00
集合	13:00 渋谷区立勤労福祉会館(第2洋室)
内容	第1部) 佃克彦弁護士によるレクチャー 第2部) 現地調査 / 渋谷: 円山町の事件現場 第3部) 現地調査 / 巣鴨: 定期入れが発見された新庚申塚の民家

布川事件：地裁が再審開始決定！

2005年9月21日午前10時。水戸地裁土浦支部において、布川事件第2次再審請求に対する決定が交付されることになりました。当日は、朝8時過ぎから支援者が土浦駅に集合。地裁前で固唾をのんで決定を待ちました。

午前10時過ぎ、「再審開始」ののぼりを持った弁護団の弁護士が地裁玄関から飛び出してくると、支援者から一斉に歓声があがりました。

しかし、9月26日午後4時過ぎ、検察は卑劣にもこの決定に対する即時抗告を行いました。これによって、舞台は東京高裁に移り、桜井さん、杉山さんの無実を認めさせるためのたたかいは、新たな局面に突入することになりました。

桜井さん：「検察が恥知らずなことにあきれた。捜査官、検察官は、偽証してもよいと、自ら認めたようなもの。それならそれで受けて立つ。彼らの実態を世間に広めるまでだ！」

杉山さんの奥さん：「夫は無実。殺していないのに29年間も拘束された。やっと正しい裁判が開かれると思ったのに残念。しかし最後は真実が勝つと信じている」

柴田弁護団長：「高検の検事長との面談で、即時抗告は、世論にも反している。これ以上世間良識に反することをすれば、かえって高検の威信を失墜させると訴えた。有罪の直接証拠は自白調書しかなく、その自白調書の信頼性が揺らいだのだから、地裁の開始決定は、市民の常識に照らして当然のこと。警察検察が自白偏重という誤りを犯したことを徹底的に糾弾し、あるべき司法の姿を求めて闘う。布川事件の道を切り開くのみならず、多くの再審事件の道を切り開く」

「無実のゴビンダさんを支える会」事務局は、あらゆる冤罪被害者や支援者との連帯の力があってこそ、ゴビンダさんの再審無罪を確実なものにすることができるという思いから、21日、水戸地裁土浦支部にかけつけ、また26日まで検察の即時抗告を断念させるためのたたかい、30日、弁護士会館での決定報告集会などに参加してきました。

38年目にして開かれようとしている「再審の扉」が、権力側の暴挙により再び閉ざされることがあってはなりません。お二人のたたかいにいっそうの支援を呼びかけます！

恵庭冤罪事件：控訴審も不当判決！

9月29日、札幌高裁は、懲役16年（求刑18年）を言い渡した一審の札幌地裁判決を支持し、弁護側の控訴を棄却しました。判決理由で長島孝太郎裁判長は「被告の犯人性に疑問を生じさせるような事情はない。状況証拠を総合すれば、被告が犯人と優に認めることができる」と述べました。予断と偏見にみちた不当な判決に対し、「恵庭冤罪事件被害者支援会」および「恵庭冤罪事件支援会・東京」は、「Oさんの無実を確信し、無罪判決をめざして上告審において全力を尽くす」との声明を発表しました。

10月8日、渋谷区立勤労福祉会館で行われた報告集会には、50名近い支援者が参加。控訴審から弁護団に加わった秋山賢三弁護士は、「事件発生当初から被告人の人間性が歪曲して報道された」ことをまず指摘され、「はじめから裁判所は根強い有罪心証を抱いており、弁護側の情理を尽くした説得を受けつけようとしなかった。二審は一審をなぞっただけ。状況証拠を都合よく解釈し、不都合な部分は切り捨てるという、きわめて不公正な内容。刑事裁判の現状を変えるには市民の力が必要」と語られました。

北陵クリニック事件：高裁が「結審」！

10月5日、仙台高裁で開かれた第4回公判で、第1刑事部（田中亮一裁判長）は弁護団が申請していた鑑定請求、検察官手持証拠の開示請求などを却下し、事実調べをしないまま結審する不当な訴訟指揮を行いました。弁護団は「審理を尽くしていない」と反発。守被告も「私は無実」と叫ぶなど、法廷内は騒然。弁護団は3人の裁判官の忌避を申し立てましたが、裁判長はこれも却下。弁護団は、不当な訴訟指揮に抗議して退廷しました。最終弁論も認めず、弁護団退廷後に一方的に判決期日を3月22日に指定するなどの「暴挙」を許してはなりません。弁護団は裁判官忌避申し立て却下に対する即時抗告を行って徹底抗戦する方針です。「守大助さんを支援する会」は仙台高裁に不当な「結審」に対する抗議と審理再開を要請するファクス（022-267-0058）を送るよう呼びかけています。

ゴビンダさん面会報告

8月23日：

「暑いのに、来てくれてありがとう」ゴビンダさんは、涼しげな水色の半袖作業服を着て出てきました。「先週はお盆のため仕事が休めたのはよかったけど、何もすることなくて退屈しました。読むものも何もなくなっちゃって。今度、ネパールからの新聞雑誌はいつ来ますか？」と訊くので、「31日にならないと届かないので、それまでこれでがまんして」と、昨日、西小山のネパール雑貨店で入手した新聞と雑誌3冊を窓越しに見せました。すると、「ちゃんと買ってきてくれたんだ。エライ、エライ！」と大喜び。

再審の状況について、神田先生から17日に説明があった。今度の裁判官は、「この事件は有名だし、裁判の経緯も承知しているから、慎重に審理する」と言ったとのこと。シヨルダーバッグのDNA鑑定をしてくれれば、私は絶対に触れていないのだから、私が無実だということが証明されるはず。まだ時間がかかるけど、そこに期待をかけてがんばりますと言っていました。

10日に瑞慶覧さんが面会に来てくださって、救援会からの支援金をいただいた。お礼の手紙、近いうちに書いて送りますとのこと。

9月20日：

今日は面会前に看守長さんと面談し、ゴビンダさんが、できるだけ張り合いを持って毎日をすごせるよう、彼が得意とする絵をもっと描かせてあげたいと思っているのだがというような説明をして、色鉛筆の差し入れが可能かどうか質問しました。

結論として、残念ながら、色鉛筆、その他文具類いっさい、外部からの差し入れは不可。内部の売店で、本人および面会者が購入可能な色鉛筆は、赤と青だけ。「絵画クラブ」に入会すれば、水彩絵具などの購入・所持が認められる。入会方法としては、募集のお知らせが出たとき、本人が申し込む。ただし、人数等に制限があって、入会は難しいとのこと。結局、現在のゴビンダさんは、とりあえず許可されている筆記具（ボールペンと赤青の色鉛筆）で、ノートや便箋に絵を描くしかないわけです。

ゴビンダさんは、先週ちょっとだけ風邪をひいたが、仕事を休むほどのことはなく、今はもう元気になった。21日の布川再審の決定について、「良い結果を期待しています。桜井さん、杉山さんによるしく」とのことでした。（客野） *詳細はHPに掲載中

9月学習会報告

明治以来の監獄法が 97 年ぶりに廃止され、新たに「刑事施設及び受刑者処遇法」が成立しました。来年度からの新法施行により刑務所はどう変わるのか。海渡雄一弁護士（監獄人権センター事務局長）に、実態に即した貴重な話をうかがいました。参加者 25 名。新法成立までの歴史的経過：

- 1908（明治 41 年）監獄法制定
- 2002 年 名古屋刑務所、受刑者死亡事件
- 2004 年 法務省、警察庁、日弁連による三者協議開始
- 2005 年 5 月 「刑事施設及び受刑者処遇等に関する法律」制定
- 2006 年 5 月 施行予定

評価できる改正点：

- 施設職員に対する人権研修の義務付け
- 独立した第三者監視機関（弁護士を含む）の設置
- 物品の自弁範囲の拡大
- 社会一般水準の保健衛生および医療の保障
- 隔離の制限、各拘束具の廃止
- 教育指導として、カウンセリングの実施、民間 N G O との協力
- 外部交通範囲の拡大等
- 懲罰の書面による通知とそれに対する弁論の機会の確保
- 不服申し立てや苦情申出手続きの秘密の保障、等々。

今後の課題：

未決処遇、特に代用監獄については、法務省と警察庁との温度差が目立ち、警察庁のかたくなな態度をつきくずせなかった。次なる改正をめざす。

まとめ：

今回の新法成立により受刑者処遇の大幅な改善が期待できるものの、実際の施行にあたり、刑務所側がどこまで柔軟に対応できるかについては、今後も市民による監視が必要と思われます。（花島）

事務局会議

隔月第 2 火曜日 午後 7 時～ 9 時 現代人文社：信濃町駅下車徒歩 5 分

< 次回は 12 月 13 日（火） > 会員ならどなたでも参加できる開かれた会議です。ゴビンダさんの再審を訴える新しいカラーリーフレットができました。各種集会や催しなどでの配布にご協力いただける方には事務局からお送りします。お申出ください。最新情報をお届けできるよう、ホームページを頻繁に更新しています。ご覧ください。

無実のゴビンダさんを支える会 事務局

〒 160-0016 東京都新宿区信濃町 20 佐藤ビル 201 現代人文社気付 TEL：080-6550-4669

e-mail：govinda@jca.apc.org ホームページ <http://www.jca.apc.org/govinda>